

# 白ばら

…… 選挙広報第49号 ……

令和3年3月1日

登別市選挙管理委員会  
登別市明るい選挙推進協議会

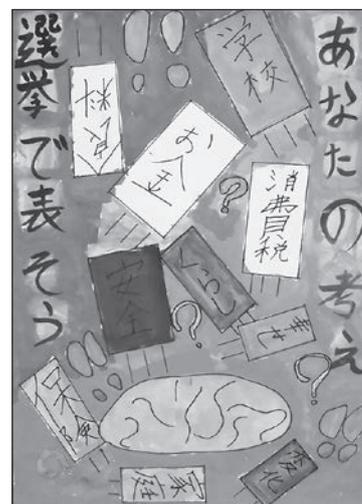
## 令和2年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール受賞作品



登別市選挙管理委員会委員長賞  
富岸小6年 徳本 咲楽さん



登別市明るい選挙推進協議会会長賞  
幌別西小6年 谷野 唯奈さん



登別市選挙管理委員会事務局長賞  
青葉小5年 折目 悠さん

令和2年度明るい選挙啓発ポスターコンクールは、令和2年5月11日から9月11日までの募集期間に、市内4校101人の応募がありました。皆さんの力作の中から、上記3作品を優秀作品として選考しました。たくさんの応募ありがとうございました。

## 令和3年度に予定されている選挙について

令和3年度に予定されている選挙は、令和3年10月21日任期満了に伴う「衆議院議員総選挙」となります。選挙は任期満了日前30日以内に行われます。

なお、衆議院は、任期満了日前であっても解散する場合がありますが、その場合の選挙は解散の日から40日以内に行われます。

## 選挙における新型コロナウイルス感染症対策について

登別市選挙管理委員会では、昨年8月の登別市長選挙（無投票）において投票所内での感染予防対策に取り組みましたが、今後も他自治体の選挙事例を参考にしながら、有権者が安心して投票できるよう予防対策に取り組みます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

### ◎選挙管理委員会が行う感染症対策

- ・各投票所の出入り口にアルコール消毒液を設置します。
- ・投票所内は扉や窓を常時開放、若しくは1時間に1回以上の換気を行います。
- ・投票所スタッフは、マスク、フェイスシールド、手袋等を着用します。
- ・記載用の鉛筆は、使用のつど、アルコール消毒を行います。
- ・投票所内の物品等は、定期的に消毒を行います。

## ◎有権者の皆様をお願いする感染症対策

- ・投票所にご来場の際は、マスク着用と咳エチケットのご協力をお願いします。
- ・投票所の出入り口にて、手指のアルコール消毒にご協力をお願いします。  
※手荒れやアレルギー症状等により手指の消毒が困難な方はポリ手袋等を用意しますので、投票所の係員にお申し出ください。
- ・投票所内では人と人との間隔を取っていただきますようご協力をお願いします。
- ・投票後の帰宅時に手洗い・うがい等をお願いします。

## ◎投票所にご来場する際のお願い

- ・投票日当日の利用割合は、「9時から12時まで」が約40%と午前中に集中する傾向にありますので、混雑しない時間帯での投票をご検討ください。
- ・期日前投票の利用割合は、投票日直前の「土曜日」と「金曜日」の2日間で50%近くとなっていますので、木曜日以前の早めの利用をご検討ください。
- ・期日前投票をご利用の際は、混雑緩和のため事前に「投票所入場券裏面の宣誓書」の記入をお願いします。



# 選挙の制度について

## ◎期日前投票制度

仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定があつて、選挙期日当日に投票に行けない方は、期日前投票をすることができます。投票場所や期間等は次表のとおりです。

投票所	登別市中央 期日前投票所	イオン登別店 期日前投票所	登別市鷺別 期日前投票所	日本工学院北海道 専門学校期日前投票所
場所	登別市役所第2庁舎 1階 会議室 登別市中央町6丁目11 番地	イオン登別店 2階ギャラリー 登別市若山町4丁目33 番地1	鷺別公民館 1階1・2号会議室 登別市鷺別町3丁目3 番地4	日本工学院 北海道専門学校 登別市札内町184番地 3
投票 期間	公示(告示)日の翌日 から選挙期日前日まで	選挙期日の6日前から 4日前まで	選挙期日の3日前から 前日まで	公示(告示)日の翌日 から選挙期日前日まで の間の1日間
投票 時間	午前8時30分から 午後8時00分まで	午前9時00分から 午後8時00分まで	午前8時30分から 午後7時00分まで	午前10時30分から 午後5時00分まで

なお、投票所入場券の裏面は宣誓書となっていますので、期日前投票に来られる方は、あらかじめ記入していただくことでスムーズに投票をすることができます。紛失などにより持参できない方も選挙人名簿に登載されていれば、再交付することができますので、係員にお申し出ください。

## ◎不在者投票制度

仕事や旅行などで市外に滞在している方や、不在者投票施設に指定されている病院・老人ホーム等に入院・入所されている方は、事前に投票用紙を請求することで、滞在先の市区町村の選挙管理委員会や指定された施設で不在者投票をすることができます。

登別市に住み票がある方は「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入し、登別市選挙管理委員会に直接または郵送により投票用紙等を請求してください。

また、病院や施設に入院・入所している場合は、施設の長が本人に代わって投票用紙等を請求することができますので、施設の職員にお問い合わせください。

## ◎在外投票制度

海外にいても国政選挙（衆議院議員及び参議院議員）の投票をすることができます。在外投票をするには「在外選挙人名簿」への登録申請が必要です。申請は在外公館のほか、国外転出する際に市区町村の窓口で登録移転の申請をすることもできます。

## ◎郵便等による不在者投票制度

身体に障がいがあり、選挙期日に投票所での投票が困難な方は、一定の要件を満たすと、自宅などから郵便等で投票することができます。

この制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。下表の要件に当てはまる方は、申請書に必要事項を記入し、身体障害者手帳や介護保険の被保険者証等障がいの程度を証明するものと併せて、選挙管理委員会に提出してください。

障がい・要介護を証明するもの及びその部位		障がいの程度
介護保険の被保険者証		要介護5
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第3項症

# 公平公正な選挙推進について

## 寄附の禁止（三ない運動）

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近づくことはできません。

有権者一人ひとりが《贈らない》《求めない》《受け取らない》の『三ない運動』の実践により、公正で明るい選挙を実現しましょう。

### ◎政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

### ◎禁止されている寄附（例）

- 病気の見舞いの贈り物等
- 祭りへの寄附や差し入れ
- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
- 秘書等が代理で出席する場合の香典
- 葬式の花輪、供花
- 落成式、開店祝の花輪
- 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差し入れ
- 入学祝、卒業祝
- お中元、お歳暮、お年賀



政治家は選挙区内の人々に祝金や祝品、あいさつ状などを出すことは禁止されています。

「選挙のめいすいくん」  
明るい選挙の  
イメージキャラクター



みんなで守ろう三ない運動。  
贈らない。求めない。受け取らない。

# 投票所一覧

有権者の皆さんが投票する場所は、住民登録されている区域によって、下表のとおりあらかじめ決められていますので、事前にご自身の投票所を把握しておくようお願いいたします。投票所の所在地については、市のホームページをご確認ください。



〈令和3年3月1日現在〉

↑  
検索できます。

投票区	投票区域	投票所施設名	投票区	投票区域	投票所施設名
1	中央町全域	幌別小学校 (中央町6-19-1)	19	片倉町1~6丁目 全域 川上町全域 鉾山町全域	幌別西小学校 (片倉町5-13)
2	幌別町全域	鉄南ふれあいセンター (幌別町3-17-1)	20	常盤町全域	百寿の家 (常盤町2-35-5)
3	桜木町1~2丁目 緑町全域 若山町1丁目1・2番地	緑寿の家 (緑町1-2-4)	21	鶯別町4・5丁目 鶯別町6丁目20番地以後 栄町1丁目 栄町2丁目1番地1~10番地	鶯別小学校 (鶯別町4-36-21)
4	新川町全域	ねむの木の家 (新川町3-6-2)	22	若草町1・3・5丁目 美園町2丁目 上鶯別町106番地499 上鶯別町106番地500 上鶯別町106番地716 上鶯別町106番地502~689 上鶯別町106番地731~116番地286	若草小学校 (若草町1-1-2)
5	富士町全域	富士会館 (富士町7-2-1)	23	登別東町3・4・5丁目 中登別町12~20番地 中登別町26~41番地 中登別町59~73番地	婦人センター (登別東町3-6-7)
6	千歳町全域 新栄町30番地 来馬町374番地	労働福祉センター (千歳町3-1-8) ※変更の予定	24	柏木町全域	こぶしの家 (柏木町4-24-42)
7	富浦町1・2・3丁目	富浦会館 (富浦町1-46-4)	25	若草町2・4・6丁目	若草つどいセンター (若草町4-21-1)
8	登別東町1・2丁目 登別本町全域 登別港町全域	登別公民館 (登別東町2-21-1) ※変更の予定	26	美園町5丁目9番地1以後 美園町6丁目 上鶯別町117番地 上鶯別町123番地1~215番地2	美園児童センター (美園町5-36-4)
9	中登別町11番地以前 中登別町21~25番地 中登別町42~58番地 中登別町74番地以後 (215~220番地を除く)	白樺の家 (中登別町152-3)	27	新生町1・3・5・6丁目 上鶯別町106番地44~284 上鶯別町106番地703~705	千代の台集会所 (新生町3-13-1)
10	中登別町215~220番地 上登別町全域 登別温泉町全域 カルルス町全域	登別温泉ふれあいセンター (登別温泉町58-1) ※変更の予定	28	幸町全域 富浦町4・5丁目 新栄町31番地以後	すずらんの家 (幸町5-27-4)
12	札内町全域 富浦町(丁目を除く)全域 来馬町374番地以外の区域	札内高原館 (札内町73) ※変更の予定	29	大和町全域 若山町1(1・2番地を除く)・2丁目 若山町3丁目7・8番地 青葉町21番地以後	若山の家 (若山町2-43-128)
14	富岸町全域 新生町4丁目 若山町3丁目(7・8番地を除く) 上鶯別町98~105番地	富岸小学校 (富岸町2-17-4)	30	桜木町3~6丁目 青葉町1~20番地	桜木集会所 (桜木町4-1-1)
15	栄町2丁目11番地以後 栄町3・4丁目	富浜児童館 (栄町2-18-4)			
16	鶯別町1~3丁目 鶯別町6丁目1番地1~19番地	鶯別公民館 (鶯別町3-3-4)			
17	美園町1・3・4丁目 美園町5丁目1~8番地	美園婦人研修の家 (美園町4-8-9)			
18	新生町2丁目 若山町4丁目	新生集会所 (新生町2-18-4)			

※昨年の登別市長選挙の際に変更になった投票所

- ・第14投票区は富岸青少年会館から富岸小学校に変更となっています。

※次回の衆議院議員総選挙から変更予定の投票所(施設の廃止等のため)

- ・第6投票区の労働福祉センター
- ・第8投票区の登別公民館
- ・第10投票区の登別温泉ふれあいセンター
- ・第12投票区の札内高原館

この4か所は変更後の投票所が決まりましたら市広報紙などでお知らせします。

不明な点は、登別市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 第2庁舎1階

☎85-9143 (直通) Mail: senkan@city.noboribetsu.lg.jp